

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号。)による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令等についてのパブリックコメント

I 再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件【第9条第3項案件】

(1)

・該当箇所

「再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件」の「1-(4)送配電事業者が行う出力制御に適切な方法で協力を行うこと」について。

・意見内容

再生可能エネルギーの優先接続ルールを明確にし、再生可能エネルギーの発電の出力抑制を行う場合の条件を明記すること。ならびに、送電系統の広域運用が実際に行われている現状を踏まえ、「接続可能量」の概念を廃止し、「指定電気事業者」の指定も解除すること。

・理由

改正法では、旧法の第5条にあった「優先接続」を定めた条文が削除されたが、経産省の説明では、電気事業法その他で「優先接続」は今も担保されており、守らなければならないルールであるとされている。そのことと、旧一般電気事業者の「管内」に限定した需給調整ではなく、広域的電力運営推進機関による送電系統の広域運用も開始されていることから、2015年度に作られた古い規定は廃止されなければならないと考える。

それを生かしたまま再生可能エネルギーの発電に出力抑制への協力を求めた場合、FIT電気のCO2排出量のカウント方法はさておき、発電時点でのCO2排出量はゼロであり、燃料代もゼロであって、発電時点では最も安価な電気を、必要以上に抑制することになれば、国家的な損失である。国民生活や産業経済に与える影響も大で、そのような損失が起こらないように、これを阻害する制度は廃止し、新たにきちんとルール化する必要がある。

---

(2)

・該当箇所

「再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件」の「1-(5)事業者情報について、適切な方法で掲示を行うこと」について。

・意見内容

周辺地域の関係者に、当該再生可能エネルギー電気の発電を行う発電所の管理責任の所在を明確化することは重要なことである。しかし、例外的に扱うのは、20kW未満の太陽光発電設備ではなく、50kW未満とすべきである。もしくは、より細かな区分での買取価格設定を行うべきである。

・理由

20kW未満の太陽光発電という分類方法は、これまでの制度上ではほとんど登場していないと思われる。この省令において、突然「20kW」で線を引かれるのは根拠も不明で違和感がある。これまでの累計では、10kW未満の家庭用発電設備、50kW未満から10kWまでの低圧連

系の発電設備、そして50kW以上の事業用発電設備という分け方ではなかったか。

50kW未満の発電設備は費用総額もそれほど大きくなく、求められるような義務化が行われれば、そのコスト比率は相当大きく、それによる採算性悪化も考えられる。費用総額が大きく、このような義務化が大きな負担とはならないメガソーラー等と50kW未満の発電設備に同等な義務を求めることが必要であるならば、それによる事業収支の悪化を踏まえた、段階的買取価格の設定が必要である。例えば10kW未満、50kW未満、500kW未満、1000kW未満、1000kW以上というような区分での買取価格設定を検討していただきたい。これを踏まえた制度とすべきである。

---

(3)

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

「再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件」の「1-（8）10kW以上の太陽光発電（第7条の規定により実施する入札の対象となる場合は除く。）については、認定取得から3年以内に運転開始を行うことができる計画であること。」について。

・意見内容

確かに、設備価格の低下等を狙った工事遅延は問題であるが、工事の遅延には送配電事業者側の理由で遅延する場合も多い。したがって、そのような事情を勘案せず、一方的に発電設備側にペナルティーを課すべきではない。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

再生可能エネルギー設備の普及を図るのであれば、送電システムの容量不足や逆潮流変電設備の不足などは、本来、計画的に送配電事業者が準備し、用意しなければならないはずの送電側の増強である。その遅れにより、系統接続工事が遅れている事例は、山のようにある現状といっても過言ではない。これら、言ってみれば、送配電事業者側の怠慢を放置して、発電設備側にペナルティーを課するのは理にかなっていないのではないか。むしろ、送配電事業者側に、再生可能エネルギー発電設備に不利益が出ることはないよう、3年後を見越した、設備増強計画を出させ、発電事業者側のニーズにそれが追いついていない場合には、運転開始期限の延長などの措置が取られてしかるべきである。

---

(4)

・該当箇所

「再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件」の1-（10）バイオマス発電、（11）地熱発電、（12）（10）（11）ほかの電源、について。

・意見内容

（10）、（11）、（12）の3つでは、具体的に小水力発電や風力発電の記載はないが、残る二つについても発電種別名を入れて、この法律対象であることを明記し、法令順守や環境配慮をうたうべきである。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

なぜ、バイオマス発電や小水力発電が、具体的な名称をあげて記載されていないのか違和感がある。少なくとも環境配慮や法令順守は共通しているはずである。

---

(5)

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

「再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件」の「2-（1）接続契約を送配電事業者と締結していること」について

・意見内容

接続契約とは「連系承諾」と「工事負担金」の負担額まで出ていることとされているが、現状のルールのみであれば、発電事業者側に不利益が生じる可能性があり、送配電事業者側へのルールの新設と順守義務を求める。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

現状では、連系承諾も、さらにその後の接続負担金の算定方法もブラックボックスである。現場によって違う、担当者によって違う、送配電事業者（旧一般電気事業者）によっても違う。これをそのままにして、系統接続をしなければ発電事業を開始できない発電事業者側にのみ義務を押し付けるのは極めて不公平である。

送配電事業者に対して、以下のようなルールを設定を求めたい。

- 1) 接続の申請があった場合には、1ヶ月以内に、「連系承諾」の是非を伝えること。
- 2) 「連系承諾」を拒む場合には、「できない」という答えだけではなく、何が原因であるか、それが発電事業者側の原因か送配電事業者側のシステム上の問題かを必ず説明することを義務付けること。
- 3) 接続負担金に関しては、少なくとも連携承諾から1ヶ月以内に提示すると
- 4) 「接続負担金」の提示にあたっては、いきなり請求書を送りつけるのではなく、まず、その費用の内訳を説明することから、はじめること。
- 5) 発電事業者側からの提案を聞き、改善できる方法があれば、それを取り入れ、「接続負担金」の減額のために努力すること。（それは最終的な消費者のメリットになる。）
- 6) 以上のルールを守らない送配電事業者にはペナルティを課すこと。

以上である。

---

(6)

・該当箇所

「再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件」の「3-（3）発電する電気の量を的確に計測できる構造であること」について

・意見内容

発電する電気の量を的確に計測することは重要であるが、その際に「計量法」順守の義務を課すべきではない。

・理由

技術は確実に進歩しており、検定付き計量器でなければ正確な計測が出来ないという時代ではない。大型の発電設備になるほど、検定付き計量器のコスト負担が大きくなる傾向があり、最終的な消費者負担を減らすためにも、このような過度な義務は外していく必要があると考える。

とくにITを使った遠隔検針となれば、この要求はますます陳腐化し、正確なデジタルの計量よりも、アナログの目視の計量を重視するという不思議な状況を生み出しているのではないかと。

計量法がIT時代に付いて来ていないのである。

安価な計測機による、自由でかつ精緻な計測を可能にするようお願いする。

---

(7)

・該当箇所

「再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件」の「3-（4）発電を行うために電気をを用いる必要がある場合は、自らが発電して得られる電気をを用いる構造であること」について

・意見内容

この省令は時期尚早であり、全発電設備に義務付けられることには反対する。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

発電事業計画において電気を求めなければならない部分として、すぐに想定できるのは計測と通信である。しかし、自らの電気を使って計測や通信を行っていた場合、なんらかの事故で自ら発電が行えなくなった時には、計測も通信も行えなくなる。これは事故への対応を遅れさせ、原因究明を不可能にする可能性がある

事故時にも自身の電気による計測や通信を可能にするには、小型で高性能の蓄電池を併設することが不可欠であり、これはコストを増加させる。小型蓄電池の設置と、パソコン等の消費電力による支払い等を比較して、小型電池併設の方がはるかに安いということになれば、自然にそのシステムに移行していくであろう。

そういう方法も選べるという「選択制」から始めるべきであり、いきなり全ての発電設備に義務化するべきではない。

---

## VII 送配電事業者による再生可能エネルギー電気の買取り

### 【第16条～第35条関係】

(8)

・該当箇所

「送配電事業者による再生可能エネルギー電気の買取り」の「2. 再生可能エネルギー電気の供給又は使用の基準に関する事項」および「3. 再生可能エネルギー電気卸供給約款に関する事項」について

・意見内容

再生可能エネルギー電気卸供給約款の内容を、もっと詳しく明示すべきである。「適用範囲、料金、料金以外の小売電気事業者の負担、契約の申込み方法、解除の方法」などと書かれているが、より具体的に経済産業省の指針として示すべきである。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

該当の第17条第1項は、送配電事業者（＝電気事業者）は、発電事業者から受け取った電気を卸電力取引所市場で売買取引することを原則とするが、再生可能エネルギー電気卸供給約款により小売電気事業者に供給することも許されることを認めるという条文である。しかし、後段についての情報がほとんどわからない。おそらく、送配電事業者もわからないし、発電事業者もわからないのではないだろうか。どういう定めをしなければならないのか、より具体的に明示し、両者がいたずらに時間をかけなくても済むように配慮していただきたい。

---

・該当箇所

「送配電事業者による再生可能エネルギー電気の買取り」の「4. 交付金、回避可能費用の算定方法に関する事項」について

・意見内容

卸電力取引市場の取引価格とは、1年間の平均なのか、1ヶ月毎の平均なのか、リアルタイムな価格なのか、それを明示すべきである。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

第29条では、「交付金」の求め方が書かれている。交付金とは、再生可能エネルギー電気をFIT価格で買取った場合の、回避可能費用との差額である。したがって、ここには回避可能費用の求め方が書いてある。

省令でも、「原則として卸電力取引所の取引価格に再生可能エネルギー電気の量を乗じた額とし」と書かれているが、この取引価格は30分毎に変化するものである。この省令は、30分毎に「交付金」額を変えることを求めているのか、それとも少なくとも1ヶ月、長ければ1年単位での平均価額による決済を求めているのかが読み取れない。

どの求め方にしてもしばらく日時を経なければ決済に足りる数字は見えてこない。リアルタイムであっても、決済は1ヶ月以上後にならなければ確定した数字とはならないだろう。

以上